

新型コロナウイルス感染予防 対策ガイドライン

顧客の健康と幸せを願って



感染防止のための基本的な考え方

弊社は、社会全体の感染拡大防止に繋がることを認識したうえで、個々の職場の特性に応じた対策を講ずる。特に、従業員や接客する一般顧客への感染を防止するよう努めるものとする。以上のことから「三つの密」の厳守、クラスター感染発生防止のために最大限の対策を講じる。

(1) 感染予防対策の体制整備

- ①経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ②感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、全従業員の感染予防意識向上を図る。
- ③国・地方自治体・不動産業者団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康の確保

- ①従業員に対して、毎日の十分な睡眠確保と休日の休養に努めるよう求める。
- ②全従業員に対し、出勤前に体温・血圧測定および新型コロナウイルス感染症状の有無を確認させる。
- ③体調変化や不良の者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ④発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状が消失し、出社判断を行う際には、医療機関や保健所への相談を参考にする。



(3) 勤務・通勤形態

- ①時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑時の通勤緩和を図る。
- ②自家用車・社用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認する。
- ③共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ④休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に（最低1メートル）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ⑤特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や常時換気を行うなど、「三つの密」を避けることを徹底する。
- ⑥食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に（最低1メートル）距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。

(4) 事務所等における予防行動

- ①従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等を配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を常備する。
- ②従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。あわせて、夏季の熱中症対策を行う。
- ③飛沫感染防止のため、従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう座席配置等は広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する）。
- ④窓は1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの定期的な換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ⑤他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を把握し、工夫して接触は最低限にする。
- ⑥人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。



⑦外勤は公共交通機関の時間帯を避ける等、人混みを避けソーシャルディスタンスを保つ。

⑧出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。

⑨外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。

⑩会議やイベントはオンラインでの行使を検討する。

⑪総会等については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者のない形での開催も検討する。

⑫会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。

⑬対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性を検討し、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。

⑭採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。

⑮事務所内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

(5) トイレ

①便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（トイレレバー、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。

②トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

③共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(6) 設備・器具

①ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、コピー機、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。

②設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

③ゴミは頻回に回収し、鼻水や唾液等がついたゴミは分別し、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。



(7) 従業員に対する感染防止策への啓発等

- ① 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。そのために医療従事者からの指導や助言を受け改善に努める。
- ② 公共交通機関や市役所等公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ③ 事務服等を貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。

【参照】

新型コロナウイルスの感染防止のための 知恵や工夫を凝らした事業者等の取組み事例

～業種別の感染拡大防止ガイドライン等をご活用いただき、
感染防止に取り組んでいただきますようお願いいたします～



<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kansenboushi/index.html>

(8) 感染者が確認された場合の対応

- ① 都道府県等の保健所、医療機関の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ② 感染者の行動範囲を踏まえ、保健所、医療機関の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ③ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ④ 事務所等内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ⑤ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることがないように、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。